

議案第 1 号

部活動等の在り方に関する方針（改定版）について

以下の理由により、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月23日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

平成30年3月スポーツ庁ガイドライン、同年12月文化庁ガイドラインが策定され、県教育委員会においては、平成30年12月に「運動部活動等の在り方に関する方針」、平成31年4月に「文化部活動等の在り方に関する方針」を策定し、部活動改革に取り組んできた。

令和3年1月末に起こった県立学校運動部員自死事案を受けての再発防止と、「令和2年度県立学校部活動実態調査」（令和3年4月実施）において明らかになった課題に対応するため、令和3年6月検討委員会を設置し、審議を重ね、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（案）をとりまとめた。

これが、この議案を提出する理由である。

議案概要の説明

部課名 保健体育課・文化財課

1 件名

「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」について

2 概要

平成30年3月スポーツ庁ガイドライン、同年12月文化庁ガイドラインが策定され、県教育委員会においては、平成30年12月に「運動部活動等の在り方に関する方針」、平成31年3月に「文化部活動等の在り方に関する方針」を策定し、部活動改革に取り組んできた。

令和3年1月末に起こった県立学校運動部員自死事案を受けての再発防止と、「令和2年度県立学校部活動実態調査」（令和3年4月実施）において明らかになった課題に対応するため、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」をとりまとめた。

3 策定の経緯

2の理由により、令和3年6月に「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」検討委員会を設置し、令和3年6月16日、7月21日、8月24日、10月26日の審議を経て、現行の「運動部活動等の在り方に関する方針」と「文化部活動等の在り方に関する方針」をひとつにまとめ、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（案）として策定し、特に、子どもの人権を尊重し、現状に応じた実効性のある取組を行動・実践するため「部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組」を新たにとりまとめた。

4 今後の予定

- 令和4年1月 各学校や市町村教育委員会等へ文書発出
- 令和4年1月 県立校長会、小中校長会等での説明
- 令和4年3月 各県立学校において「部活動方針」改定版策定
- 令和4年3月 各市町村教育委員会において「部活動方針」改定版策定後、小中学校へ周知予定

5 根拠規定

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）
- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）

3つの柱

- 適切な部活動の在り方の推進（適切な活動時間・休養日の設定）
- 休日の地域部活動移行に向けた体制整備（生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減）
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶（再発防止、人権意識の高揚）

部活動等の在り方に関する方針（改定版）【概要】

1 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨等	4 適切な指導の実施
<p>(1) 「本改定版」・「本取組」策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年1月末に起こった痛ましい「本件事案」を契機に、「本件事案」のようなことを絶対に二度と繰り返さず、子どもの人権が尊重され健全で充実した適切な部活動を実現するため、「H30年度運動部方針・H31文化部方針」をひとつにまとめ改定し、策定した。 <p>(2) 「本改定版」・「本取組」の対象範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校の運動・文化部活動を主に想定し策定・適用する。 ○ 中学校の運動・文化部活動についても、「本改定版」・「本取組」の対象とする。 ○ 小学生が所属するスポーツ・芸術文化関係団体等においては、「本改定版」・「本取組」を参考に、適切な活動が行われるよう留意する。 ○ 私立学校においても、「本改定版」・「本取組」を踏まえた適切な運用をお願いする。 <p>(3) 「本改定版」・「本取組」の遵守と改革の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校は、子どもの人権を尊重した適切な部活動の指導・運営に係る体制を構築する。 ○ 市町村教育委員会及び市町村立中学校は、持続可能な運動・文化部活動の在り方について再検討し、暴力・暴言・ハラスメントの根絶や指導者の資質向上等に取り組む。 	<p>(1) 指導における留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長及び指導者は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。 ○ 練習及び練習試合では、生徒の安全管理を最優先する。天候の変動等により生徒の安全を確保できない場合は活動の中止や延期、計画の見直し等、適切に対応する。 <p>(2) 部活動用指導手引の普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央競技団体や関係団体の指導の手引を活用する。
2 望ましい部活動の在り方	5 適切な休養日等の設定
<ul style="list-style-type: none"> ○ 部活動の指導においては勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導が強く求められている。 ○ 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなければならない。 ○ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組まなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高等学校では、休養日は週当たり2日以上（平日1日、週末1日）。活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。中学校も上記を参考に適切な運用をお願いするものである。 ○ 高等学校においては、学校の実態により多様な活動が行われていること、競技種目や芸術文化の各分野によって様々な活動形態等が考えられることを考慮する。 ○ 小学生が参加するスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、「休養日は週当たり3日以上（平日2日、週末1日）。活動時間は平日2時間以内、休業日3時間以内」を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするものである。
3 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築	6 学校単位で参加する大会等の見直し
<p>(1) 部活動の方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村教育委員会は「設置する学校に係る部活動の方針」を再検討し、策定する。 ○ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。 <p>(2) 指導・運営及び管理に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長は、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。 ○ 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置に努める。但し、新規部活動設置の際は十分な審議を経て判断する。 ○ 校長は、学校の実態に応じて複数顧問制に取り組む。 ○ 学校の設置者（教育委員会等）は、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため部活動指導員の任用・配置に努める。 ○ 指導者は、学校の設置者（教育委員会等）や学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校の部活動が参加する大会等は、学校教育団体が主催又は共催する大会とし、それ以外の大会等や地域の行事等への参加については、実態に応じて各学校で精査する。 ○ 小学生が参加する大会等については、各団体等は見直しを検討する。 ○ 小学生が所属するスポーツ少年団等においては、見直しを検討する。
7 地域との連携等	8 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて
<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村教育委員会及び市町村立小中学校では、学校施設開放事業を推進する。 ○ 県立学校では実態に応じて学校施設開放事業を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会は、スポーツ庁等が示す「段階的な地域部活動移行」等について、県所管課や地域の総合型スポーツクラブ等と連携し、持続可能な運営体制を整備する。 ○ 県教育委員会は、スポーツ庁等の動向を注視し、生徒の活動機会の創出と教職員の負担軽減を図るため、持続可能な運営体制の構築に向けて、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動機会の確保・充実のための方策を検討し具現化していく。

部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組【概要】

1 体制の構築	4 学校以外の相談窓口
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、校内に生徒や保護者からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントについての相談体制（窓口等）を指導者、部員・保護者等に周知する。 ○ 校長は、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」（PTA関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ含む））を設置する。 ○ 保護者会の設置の場合は、保護者の意向を踏まえ、学校が適切に関与する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、「子どもの人権110番」等や、関係機関・団体の相談窓口について、指導者、部員、保護者等へ周知する。
2 学校における具体的な取組	5 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案について、県教育委員会に一報を入れ、報告書を提出し、県教育委員会と連携し問題の解決に取り組む。 ○ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに管理職に報告・相談する。 ○ 校長は、「管理職用、指導者用チェックシート」を活用し、服務研修等を実施する。 ○ 管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知すること。また、可能な限り、学校電話を使用すること。 ○ 緊急連絡等の場合は、指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から主将といった「1対1」とならないよう、複数名でのグループでの連絡体制を構築することや、保護者会役員等を含める等の工夫を図る。
3 研修の充実と県教育委員会の役割	終わりに
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、4月発足職員会議（服務研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや「本改定版」・「本取組」、学校方針を確認し、また、チェックシートを活用するなどして、部活動指導の改善に取り組む。 ○ 専門外の教職員は校内研修を受講すること。専門の指導者は、校外研修を年1回は受講することとし、県教育委員会は調査にて把握する。 ○ 県教育委員会は、管理職や指導者等へ人権教育を含めた研修を実施する。 ○ 県教育委員会は、各県立学校及び市町村教育委員会の部活動方針を点検し、必要に応じて指導助言し、フォローアップする。 ○ 県教育委員会は、生徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状況を確認し、必要に応じ指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。問題の解決に当たっては、必要に応じて、スクールロイヤーの助言を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導者においては、「子どもは大人のものではないこと」を十分に認識した上で、「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの」であることを再確認し、更なる信頼関係の構築に向けて、部活動指導に取り組ましましょう。 ○ 保護者もそのことを十分に再確認し、今後とも学校や部活動をサポートしていただきたい。また、指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに対しては、一人で悩まず、保護者会、学校（管理職等）、教育委員会等に相談するなど、子どもたちを守る行動をとってください。 ○ 部員も、部活動が部員同士の自主的、自発的な参加により行われるものであることを再確認し、自覚と責任を持って活動する必要があること。また、指導者や保護者等が自分たちを支える存在であることも再確認した上で、部活動に取り組んでほしいと思います。 ○ 今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組ましましょう。